

トランプは AIをSIに 変えられるのか？

法律だけではない「契約書の壁」
AI法制・国際標準・既存契約を一気に読む

2026年9月
弁護士法人三宅法律事務所 弁護士 渡邊雅之

AIは
ただの略語ではない

法律に埋め込まれたAI

契約書にも大量に残る

名前を変えても義務は消えない

名前を変えれば、世界は変わるのか

SI

米政府文書・外交用語では
混ざり始める可能性

AI Act

EU法はAI systemを
条文上定義済み

契約

AI利用条項・DPA・
表明保証に定着

標準

OECD・ISOも
Artificial Intelligence

X反応

「また改名」
「SIは既存語」

視聴者が知りたい5つの問い

- ・ トランプ氏の「AI→SI」はどこまで本気の政策なのか
- ・ EU・日本・米国の法令用語は本当に動くのか
- ・ 契約書で「AI」と書いてある条項はSIにも効くのか
- ・ 今後の契約・社内規程ではAI／SIをどう書くべきか
- ・ 法務・経営・IT部門は今何を確認すべきか

「AI利用禁止」条項に、SIツールは入るか？

契約条項

受託者は、委託者の事前承諾なく、
本業務に生成AIその他のAIシステムを
利用してはならない。

翌月、ベンダーが
「これはSIでありAIではありません」
と言い出したら？

答え

入る可能性が高い

呼称よりも、対象機能・契約目的・定義条項が優先される。
ただし、条項がブランド名や略語だけに依存していると、
解釈争いの余地が生じる。

このクイズが、今日の核心です。名称変更は、既存契約を自動的に書き換えません。

AI→SI問題を読む「4本の太線」

1

何が起きたか

Truth Social→国連演説→外交文書→米中ファクトシート

まず事実関係

2

法令の壁

米国法・EU AI Act・日本法・OECD/ISOにAIが定着

制度のロックイン

3

契約書の壁

SaaS・DPA・M&A・調達・社内規程にAI条項が残る

実務のロックイン

4

今後の対応

AI/SIの書き分け、機能ベース定義、既存契約の棚卸し

今日から準備

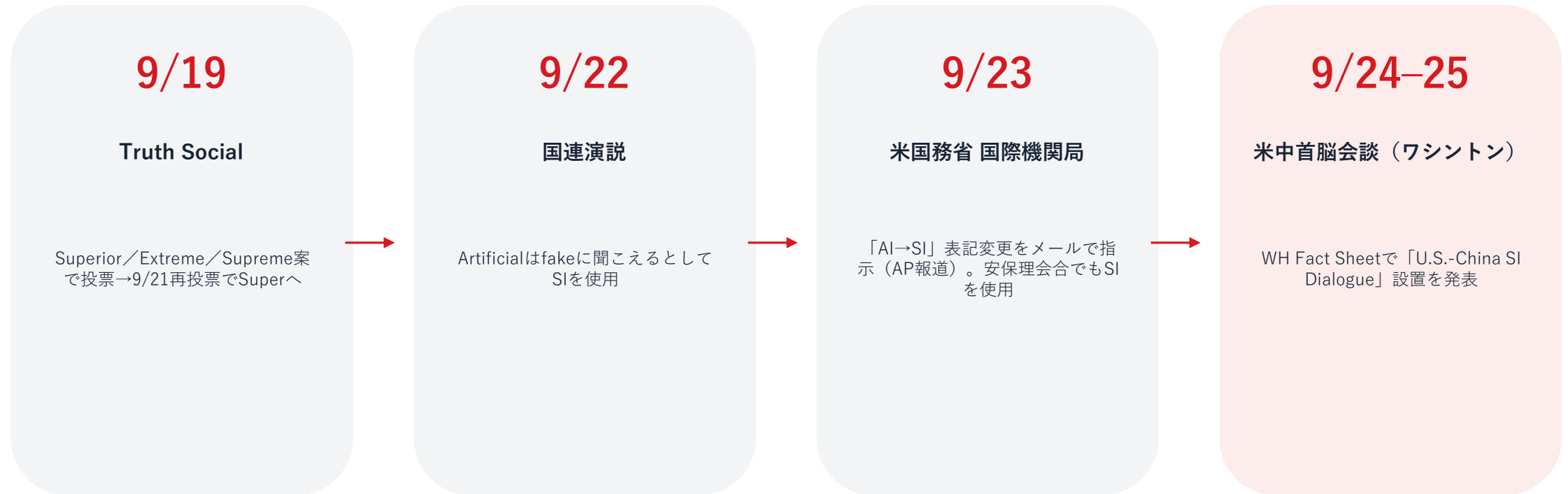
+ 補助線 X上の反応・Twitter→Xとの比較・superintelligenceの既存の意味・「SI」表示と景表法・中国側発表とのズレ・契約解釈リスク

01

何が起こったか

AIからSIへ。政治的リブランディングはどこまで動いたのか

「AI→SI」は4日で外交文書まで動いた



単なる「言い間違い」ではなく、少なくとも米政府の対外発信に一定の波及が出ている。

狙いは「人工＝偽物」の語感を外すこと

AI

Artificial Intelligence

「人工」「fakeに聞こえる」
「安全論で成長を止めるな」
という政治的メッセージに接続



SI

Super Intelligence

「本物で、強く、前向き」
という印象を作る言葉。
ただし専門用語との衝突がある。

名前を変えることで、規制論ではなく開発加速のフレームへ持っていく。

米側は「SIで一致」／中国側は「AI」のまま

米国側発表

- 両首脳がAIではなくSIと呼ぶことで一致と説明
- U.S.-China SI Dialogueを設置と発表
- 事故連絡チャンネルも「SI incidents」表記

中国側発表

- 「artificial intelligence (AI)」と記載
- AIは人間の管理下に置くべきと強調
- 対話の名称もAIのまま（次回は11月）

米側でも直前まで「U.S.-China AI Dialogue」と呼んでいた。国際文書では「SI／AI」の二重表記が発生し得る。ここが契約・翻訳・準拠法で厄介になる。

「面白いが、世界標準にはならないのでは」という見方が目立つ

日本語圏で目立つ反応

- 「メキシコ湾→アメリカ湾」と同型の改名ネタ
- SIはシステムインテグレーション等で既に使う
- 法律・契約・論文・製品名は動かない
- 中国側発表がAIのままなら合意の実体に疑問

英語圏で目立つ反応

- 政権周辺はSIを使い始めた
- 研究者・実務者は既存用語との混同を懸念
- superintelligenceは既に別概念という指摘
- ミーム化・投機化で本筋が薄まる動きも

注意：Xは世論調査ではない。ここでは「反応の型」を整理する。

自社の名前ですら、変えるのは簡単ではない

観点	Twitter→X（2023年～）	AI→SI（2026年～）
名前の持ち主	自社のサービス名（持ち主が自ら変更）	誰の所有物でもない一般名詞
法的な手当て	社名変更・規約改定・ドメイン移行（約10か月）	法令改正なし（演説と内部メール）
定着度	報道は今も「X（旧Twitter）」	相手国・中国の発表はAIのまま
旧名称の扱い	旧商標「Twitter」の放棄をめぐり紛争	「AI」は法令・標準に固定されたまま
契約・社内規程	「Twitter」と書いた規程はXにも及ぶ	「AI」と書いた条項はSIにも及び得る
持ち主が合併・規約・ドメインまで手当てしても、3年経って「旧Twitter」。誰の所有物でもない「AI」は、なおさら変わらない。		

出典：CNN、AP Stylebook、The Verge等の報道、X Corp. v. Operation Bluebird関連報道を基に整理

SIは「政治用語」にはなり得るが、「制度用語」への置換は別問題

米連邦の演説・一部外交文書

混ざる

米国内法・議会立法

AIが残る

EU・日本・中国の法令

AIが残る

企業契約・社内規程・製品名

AIが残る

日常会話・SNS

ニュース語として消費

今日の結論：SIはブランド・外交ラベルとして残る可能性がある。しかしAIを法令・契約・標準から駆逐するには、制度全体の書換えが必要になる。

02

法律用語としてのAI

AIという語は、すでに法令・国際標準のインフラになっている

米国自身の法令も“Artificial Intelligence”を定義している

15 U.S.C. § 9401(3)

“artificial intelligence”を 機械ベースのシステムとして定義

人間が定めた目的のため予測・推薦・意思決定を行い、
現実・仮想環境に影響を与えるシステム。

EO 14179（2025年1月）

Removing Barriers to American Leadership in Artificial Intelligence

Sec. 3(a)で15 U.S.C. § 9401(3)の定義を参照。
2025年12月のEO 14365（州AI規制の連邦統一）もAIの語で構成。

大統領が呼称を変えても、制定法上の定義は自動的に変わらない（変えるには議会の立法が必要）。

EUでは法令名そのものがAIを前提にしている

名称

Artificial Intelligence Act

規則2024/1689

定義

Article 3(1) “AI system”

機械ベース・自律性・適応性・推論による出力生成

制度設計

禁止行為（5条）
高リスク（6条）
GPAI（51条～）

全てAI systemを軸に構成

2026年7月の改正法（Regulation (EU) 2026/1744）もAIのまま。SIへの置換えは法令名・定義・ガイドライン・各国実装の全面改正を意味する。

日本でも「人工知能関連技術」が法令用語になっている

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和7年法律第53号）

いわゆる「AI法」（2025年9月1日全面施行）。2条で「人工知能関連技術」を定義し、基本計画・推進体制もAIを前提に整理。

法律

人工知能関連技術（2条）

政策

人工知能基本計画（18条）

組織

人工知能戦略本部（19条）

実務

AI事業者ガイドライン・社内規程

日本実務では、法令・官公庁資料・契約書・社内規程の全てで「AI」が残る前提で読むべき。

AIは国際的な共通言語になっている

OECD

AI system

EU AI Act、米国NIST AI RMF、欧州評議会AI枠組条約、ASEANの指針などが参照する共通定義。

ISO/IEC

Artificial intelligence concepts and terminology

標準名そのものがArtificial Intelligence。認証規格ISO/IEC 42001（AIマネジメントシステム）も同じ語を使う。

標準化の世界では、一国の政権用語よりも、国際的に合意された定義の安定性が重視される。

superintelligenceには既に別の意味がある



問題：研究コミュニティでは「superintelligence」は人間を広範に超える仮説的知能を指す（Bostrom）。現在の生成AI全般をSIと呼ぶと、能力の誇張・概念混同に見える（→次頁：表示規制）。

「SI」と名乗れば、その能力の裏付けが問われる

日本：景品表示法（消費者向け）

5条1号 優良誤認

7条2項：合理的な根拠を示せなければ優良誤認とみなされる

米国：FTC・SEC

FTC Act § 5 “AI washing”

FTC「Operation AI Comply」（2024年9月）、SECの投資顧問2社への執行（2024年3月）

開示・IR

有価証券報告書 統合報告書 投資家説明

「超知能」の記載は虚偽記載（金商法24条の4・172条の4等）の論点に

政府がSIと呼んでも、自社製品を「超知能（SI）」と表示すれば、能力を裏付ける責任は企業側に残る。

03

法律だけではない「契約書の壁」

企業社会ではAI条項がすでにリスク配分の言葉になっている

AIは契約のあちこちに埋め込まれている

SaaS契約

AI機能・学習利用・ログ

クラウド規約

入力データ・モデル改善

DPA

個人データ処理・越境移転

業務委託

生成物・再委託・秘密保持

M&A契約

表明保証・開示スケジュール

調達仕様

AI利用禁止・説明可能性

社内規程

生成AI利用ルール

保険約款

サイバー・AI起因リスク

AIは「技術名」ではなく、契約上の義務・禁止・責任分担を動かすトリガーになっている。

“AI Act上のAI system”と書いた瞬間、SIでは動かない

契約条項例

**“AI System” means any AI system
as defined under Article 3(1)
of Regulation (EU) 2024/1689.**

ここでは契約上の意味がEU AI Actに固定される。

SIと言い換えても…

**参照先の法令が
AI systemのままなら、
契約上もAI systemのまま**

名称変更では準拠法・参照法令は書き換わらない。

名称変更は、既存契約を自動的に書き換えない

製品名・広報

AIをSIと呼ぶ

契約本文

AI System / Generative AI / ML

定義条項

機能・目的・法令参照で対象を特定

準拠法・解釈

当事者意思・文脈・取引実態

契約では「呼称」よりも「定義」「機能」「リスク配分」が重要。SIというラベルだけで免責・適用除外になるとは限らない。

突然“SI”を使うと、むしろ解釈問題を作る

同義？

AIと同じ意味か

下位概念？

AIのうち超高度なものだけか

将来概念？

AGI/ASIだけを指すのか

ブランド？

特定ベンダーの呼称なのか

略語衝突

System Integration等と混同するか（当初案のSIはSuperior）

実務上は「SIを使うなら、AIの包含概念として定義する」か、「SIを使わず機能ベースで書く」のが安全。

AI→SIで見直すべき5つの契約領域

- 1 定義 AI/SI/生成AI/MLの範囲
- 2 データ 入力・学習・ログ・個人情報
- 3 知財 生成物・学習済みモデル・第三者権利
- 4 責任 保証・免責・損害賠償・規制違反
- 5 監査 利用記録・説明・禁止用途チェック

名称変更の話に見えて、実は「AI条項の棚卸し」を促すきっかけになる。

AI利用の表明保証は、SIでも逃がさない設計が必要

買収対象会社が、顧客データをAIツールに投入していたら？

表明保証

AI/SI/自動化ツールの利用有無

開示資料

利用ツール名・入力データ・社内承認

リスク評価

個人情報・営業秘密・顧客契約違反

是正措置

停止・ログ確認・再発防止・通知要否

DD質問票では「AI」とだけ聞かず、生成AI・機械学習・自動意思決定・SI名義のツールまで含める。

契約書の外にもAIは残る

1	社内規程	生成AI利用規程、情報セキュリティ規程、個人情報取扱規程
2	ベンダー規約	AI機能、モデル改善、オプトアウト、入力データの扱い
3	調達仕様	AI利用禁止、説明可能性、監査ログ、人間の関与
4	教育資料	社員研修、禁止入力、レビュー体制、承認フロー

名称変更に強い規程にするには、「AIという名前のツール」ではなく「入力から出力を推論・生成・推薦する機能」を対象にする。

呼称ベースから、機能ベースへ

避けたい書き方

「AIを使用してはならない」
だけで終わる

- 略語依存
- 対象機能が不明
- 新名称・新サービスに弱い

望ましい方向

入力から出力を
生成・推論・推薦する
システムを対象化

- 生成AI・ML・自動意思決定
- 名称変更にも耐える
- 法令定義を必要に応じ参照

SIを使うなら、AIの包含概念として処理する

サンプル定義（英文／和訳）

“AI Technology” means any machine-based system or model that, for explicit or implicit objectives, infers from the input it receives how to generate outputs such as content, predictions, recommendations or decisions, including generative AI, machine learning systems and automated decision-making systems, whether provided on a standalone basis or embedded in other software or services, and regardless of how it is named, branded or described (including as “Super Intelligence” or “SI”).

「AI技術」とは、明示的又は黙示的な目的のために、受け取った入力から、コンテンツ、予測、推奨又は決定等の出力を生成する方法を推論する機械ベースのシステム又はモデルをいい、生成AI、機械学習システム及び自動意思決定システムを含み、単体で提供されるか他のソフトウェア・サービスに組み込まれているかを問わず、また、その名称・ブランド・説明（「Super Intelligence」又は「SI」を含む。）のいかんを問わない。

ポイント：機能で拾い、名称は「問わない」で処理する（“SI”を列举対象にするとSystem Integration等まで取り込むおそれ）。

※実際の契約では、対象業務・データ種類・準拠法・利用禁止範囲に応じて調整が必要です。

SIは「正式な定義語」より「別名」として扱う

使ってよい場面

- 米政府資料の引用
- 米中SI対話など固有名詞
- 報道・政策動向の説明

避けたい場面

- 契約上の主要定義語
- 禁止・義務・責任制限のトリガー
- 社内規程の対象範囲

安全な処理

- Artificial Intelligenceを主語にする
- SIは「名称を問わない」で包含
- 機能ベース定義を中心にする

基本方針：契約ではAIを主語にし、SIは「名称のいかんを問わず含む」として処理する。

04

今後の見通しと実務対応

政治用語としてのSIと、実務用語としてのAIを分けて考える

どこでSIが使われ、どこでAIが残るか

米政府の広報・演説

SIが混ざる可能性

政治的ブランディング

米中などの二国間枠組み

固有名詞としてSIが残る可能性

相手国発表とのズレに注意

EU・日本・中国の法令

AIが残る可能性が高い

既存法令・定義のロックイン

企業契約・社内規程

AIが残る可能性が高い

既存契約の量と解釈安定性

学術・標準化

AI/AGI/ASIの既存体系が残る

superintelligenceの既存意味

実務上の結論：SIを見たら「AIの別名か、より狭い概念か、固有名詞か」を必ず確認する。

ブランド名と法的意味を分ける

ブランド性が高い

SI

政治・外交上の呼称

AI Act / OECD

制度名としての強い固定力

ブランド性が低い

AI

法令・契約・標準の用語

法的意味が弱い

法的意味が強い

明日から確認すべき5項目

1 既存契約検索 AI / artificial intelligence / generative AI / machine learningを検索

2 定義条項確認 外部法令参照か、機能ベースか、略語依存か

3 禁止・承認条項 AI利用禁止・事前承認・ログ保持の対象範囲

4 ベンダー規約 入力データ・学習利用・オプトアウトの有無

5 新規雛形改定 SIと呼ばれる技術も含める／機能ベースで定義

目的は「SIに備える」ことではなく、AI条項を名称変更に近い設計へ直すこと。

AIはすでに「社会インフラの用語」になっている

- 1 SIは政治・外交のブランド用語として広がり得る
- 2 しかし法令・国際標準ではAIが深く固定されている
- 3 契約書ではAIが義務・禁止・責任分担のトリガーになっている
- 4 突然SIを使うと、同義か別概念かという解釈リスクが出る
- 5 実務ではAIを主語にし、SIは包含・別名として処理する

今日の一言：名前は変えられても、すでに動いている法律・契約・標準の意味までは簡単に変えられない。

ご視聴ありがとうございました

チャンネル登録のお願い

YouTube「あたらしい法律情報」 — 法務・コンプライアンスの最新論点を毎日配信しています

ご相談・お問い合わせ

AI条項の棚卸し、契約雛形・社内規程の改定、M&A・法務DDにおけるAI利用の確認など、個別のご相談は下記までお寄せください。

弁護士法人三宅法律事務所 弁護士 渡邊雅之
TEL 03-5288-1021 / m-watanabe@miyake.gr.jp
本日の参照資料へのリンクは、動画の概要欄に掲載しています。

本資料は一般的な情報提供を目的とするもので、個別の事案についての法的助言ではありません。

主な参照資料

- American Presidency Project “Truth Social Posts of September 19, 2026”
- Reuters “Trump at UN: Threats, diplomacy and super intelligence”
- AP “US diplomats told to say ‘super intelligence’ …”（国務省国際機関局宛メール）
- White House Fact Sheet（米中首脳会談、2026年9月25日）／Axios “U.S. and China agree to super intelligence dialogue amid AI tensions”
- 中国政府発表（新華社）：中米人工知能対話、次回11月
- 15 U.S.C. § 9401(3) / EO 14179 Sec. 3(a) / EO 14365
- Regulation (EU) 2024/1689, Art. 3(1)・5・6・51 / Regulation (EU) 2026/1744（AI Omnibus）
- e-Gov法令検索：人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和7年法律第53号）
- OECD Recommendation of the Council on AI（OECD/LEGAL/0449）／Due Diligence Guidance for Responsible AI（2026年2月）
- ISO/IEC 22989:2022, Artificial intelligence concepts and terminology / ISO/IEC 42001:2023
- 不当景品類及び不当表示防止法5条1号・7条2項 / 15 U.S.C. § 45（FTC Act § 5）／金融商品取引法24条の4・172条の4
- FTC “Operation AI Comply”（2024年9月）／SEC, In re Delphia (USA) Inc.・Global Predictions Inc.（2024年3月）
- CNN “Why can’t we stop calling X, Twitter?”（2024年2月）／The Verge（x.comへの移行、2024年5月）／X Corp. v. Operation Bluebird（2025年12月～）

※本資料は2026年9月27日時点で確認できる公開資料・報道に基づく整理です。今後の政府発表、法令改正、標準化動向により内容が変わり得ます。